明初中書省の變遷

阪倉篤秀

序
一　洪武初年の中書省の變質
(A)　職務内容の變質
(B)　人員構成の變動
二　洪武九年の中書省の改革
(A)　治安狀況
(B)　官僚不足
三　洪武十三年の中書省の廢止
結

序

明初の官制についてのわが國の研究は、至正二十四年（一三六四）における元代制度の踏襲と、洪武十三年（一三八〇）における官制改革の二點を中心にして行なわれてきた。[1] それによれば、太祖朱元璋が至正二十四年に元代制度を踏襲して官制を定めたのは、太祖が元朝の成立を天命思想に則ったものであるとし、中國の歷代王朝として認めていたことを擧げて、當然の成り行きであるとしている。[2] そもそも王朝交替期において、新王朝が舊王朝の支配體制を基盤として國家體制を作り上げることは、しばしば見られるところである。ましてや明朝は朱元璋のように元朝支配下において貧賤の身から起こった人物が創立したのであるから、元代の制度しか念頭になく、そのまま模倣せざるを得なかったのは極めて當然のことといえる。しかしながら、そのような場合でも新王朝が社會狀況の變化に對應して新しい國家體制の確立を志向し始ると、舊王朝から受け繼いだ制度との間に當然に矛盾が生じ、ここに新王朝獨自の制度づくりが開始されることになる。

明朝においては、その獨自體制の確立は洪武十三年における官制改革に求め得る。

洪武十三年の改革は、胡惟庸の獄を契機として行なわれ、中書省を廢止し、大都督府を五軍都督府に分割し、加えて御史臺を廢止したものである。[3] この改革は國家の中樞機關である中書省を廢止したのであるから、單に明朝自體の問題に止まらず、中國官制史上においても重要な意義をもっている。しかし、それが洪武十三年に一擧に行なわれたのではなく、すでに洪武九年（一三七六）に、中書省の平章政事・參知政事、大都督府の都督副使、御史臺の侍御史・殿中侍御史・治書侍御史が廢止されて、官制の簡素化が行なわれ、加えて行中書省が承宣布政使司に改變され、行中書省の平章政事・左右丞が廢止され、參知政事が布政使に改められたことは、先學によって指摘されているところである。[4] しかし、實は洪武九年の改革も急激な改革ではなく、それ以前にすでに事實上變質していたものを、制度化したに過ぎないのである。

本稿においては、明初の政治に大きな役割を果たした中書省に注目し、それが設置以來どのように變質したか、洪武九年の改革の實體はいかなるものであったか、また洪武十三年の廢止はいかなる意味をもつか等の問題を中心に、中書省の變遷過程を追跡し、ひいては洪武朝初期の政治體制を明らかにしたい。

一　洪武初年の中書省の變質

太祖實錄卷十四・甲辰年春正月丙寅朔の條に、

李善長・徐達等奉上爲吳王……建百司官屬、置中書省、左右相國爲正一品、平章政事從一品、左右丞正二品、參知政事從二品、左右司郎中正五品、員外郎正六品……

とあるように、至正二十四年（一三六四）吳王に卽位した朱元璋は、中書省を設置し、相國（丞相）以下の官を置いた。こののち吳元年（至正二十七年・一三六七）には御史臺を設置したが、これらの中書省・御史臺は、至正二十四年以前に設置されていた大都督府・行中書省とともに、元代制度をほぼそのまま踏襲したものである。[5] 朱元璋はこれらの官廳を中樞機

關として、元朝ならびに群雄との抗爭に勝利を收め、洪武四年に雲南を除いた中國全土を平定した。ここでは、至正二十四年より洪武四年までの中書省の變質に關して見ていくことにする。

(A) 職務內容の變質

明朝が元朝から受け繼いだ中書省制なるものは、溯れば宋代の官制に由來する。すなわち宋初においては、同中書門下平章事が宰相として天子を輔佐して大政を執ったが、元豐三年（一〇八〇）の新官制において門下・中書・尙書の三省分立制が確立された。しかしこれは原則的なものであり、實際には尙書左右僕射が、門下侍郎・中書侍郎を兼掌したために、左右僕射に權力が集中した。のち建炎三年（一一二九）に至り、有名無實の三省分立を改めて三省を統合し、左右僕射を同中書門下平章事と稱し、門下侍郎・中書侍郎・尙書左右丞を廢止し、その代わりに參知政事が置かれた。そして乾道八年（一一七二）には左右僕射を左右丞相と稱し、ここに國初以來名目的にのみ存在していた三省の長官が消滅し、左右丞相が參知政事をその輔佐役として、大政を執る宰相となった。[8] 元朝はこのような宋代末期の體制を、中書省制として受け繼いだのである。明朝はこの元制を踏襲したのであるから、明朝の中書省左右丞相なるものは、宋代末期の宰相と同樣に、專權化する可能性をもっていたといえる。したがって朱元璋が君主獨裁體制の確立を志向するならば、宰相の專權を生ぜしめない、ひいては宰相そのものを設置しない新たな體制が必要となる。ここに洪武十三年の中書省廢止の遠因を見出すことができるのである。

さて朱元璋が中書省を設置したのは至正二十四年であるが、四年後の洪武元年（一三六八）八月に至って六部を完備し、それとともに中書省の機能に變化が見られる。太祖實錄卷三十四・洪武元年八月丁丑の條に、

中書省奏、定六部官制……先是、中書省惟設四部、以掌錢穀・禮儀・刑名・營造之務、上乃命李善長等、議建六部、以分理庶務、至是乃定置吏戶禮兵刑工六部之官……上諭之（六部之官）曰……國家之事、總之者中書、分理者六部、

至爲要職、

とあり、從來の四部を擴張して六部官制を定めた。ここに、中書省は諸政全般を統轄し、行政上の實務は一切を六部に移管したのである。すなわち六部は中書省によって決定され立案された事項の實施事務を擔當する單なる行政官廳でしかなかったことが分かる。

六部はその後、洪武三年には「天下の務を總領す」[7]「諸司を總領す」[8]といわれ、洪武五年には職務內容が定められて、各部に屬部（後の淸吏司）が設置され、「各（屬）部ごとに、郎中・員外郎・主事を設け、其の事を分掌せしめ、而して尙書・侍郎を以て其の政務を總べしむ」[9]ることになった。このように六部の規模が次第に擴大し、それとともに六部尙書・侍郎の職務上の地位が向上している。また、洪武六年には六部官僚が增員され、同時に尙書が複數制となり、[10]洪武八年には戶刑工の三部において尙書が屬科ごとに設けられるなど、[11]再び六部官僚が增加している。[12]これは單に領域の擴大や國家組織の擴大にともなって、六部の擔當する實務が繁雜になっただけではなく、職務內容が擴大していることにもよるのである。すなわち、洪武元年に六部が設置された當時は、先に見たように、中書省は諸政全般を統轄し、六部はただその命令を受けて、實務を擔當するだけであった。ところが年を經るに從って、六部はそれまで中書省が擔當していた職務をも擔當するようになる。その時期及び具體例を太祖實錄によって見ると、次のようである。

(イ)吏部—官吏の任用に關しては、中書省が設置された至正二十四年以來、すべて中書省が立案していたが、洪武三年十二月以後はすべて吏部が擔當している。[13]

(ロ)戶部—毎年十二月にその年の墾田數を上奏するが、洪武二年以後は從來の中書省に代わって、すべて戶部が擔當している。[14]免稅に關しては、洪武三年五月以降は、中書省が引き續き擔當する場合と、戶部が擔當する場合とがある。[15]また運糧に關しては、洪武四年以降は中書省は全く關與せず、すべて戶部が擔當している。[16]

(ハ)禮部—禮に關する制度については、洪武三年を境にして、次第に中書省から禮部の擔當になっている。[17]

表1　洪武初年中書省官僚

職	姓名	退職年月（武人に限る）
左丞相	李善長（文人）	
右丞相	徐達（武人）	洪武四年注
平章政事	常遇春（武人）	洪武二年七月死亡
平章政事	胡廷瑞（武人）	洪武三年十一月
平章政事	廖永忠（武人）	洪武三年十一月
平章政事	李伯昇（優待）	
左丞	趙庸（武人）	
右丞	王溥（優待）	洪武三年十一月
參知政事	楊憲（文人）	
參知政事	傅瓛（文人）	

表1注

明史宰輔年表によれば、洪武五年の欄に徐達の名はないが、實錄によれば洪武五年正月庚午の條にも中書右丞相徐達の記事がある。また明書卷九十一・徐達傳によれば、

是歲（洪武三年）辭判省事、右丞汪廣洋代之、

とある。これによれば、洪武四年以後は名目だけの肩書となったとも考えられる。

洪武元年正月における中書省官僚を明史卷一百九の宰輔年表によって見ると、中書省の主要職の半數が武人によって占められている（表1）。これらの武人は建國の勳臣として任ぜられたのである。しかしながら、この中書省内の武人勢力は

(二)兵部―軍功の裁定に關しては、洪武元年には中書省、三年には都督府と兵部が共同して擔當している。[18]

(ホ)刑部―律令の制定については、吳元年（一三六七）十月には中書省が中心となったが、洪武六年閏十一月に大明律を詳定する際には刑部が擔當している。[19]

(ヘ)工部―建築に關しては、洪武四年正月以後は、工部が擔當している。[20]

以上見たように、六部は初め行政上の實務だけを擔當していたが、洪武四年以後はそれに加えて、それまで中書省が擔當していた職務をも擔當するようになる。

以上のように、六部は實務が繁雜になるとともに、職務内容が擴大し、それにつれて規模が擴大したのである。すなわち、これは逆に見れば、中書省の機能は設置當時に較べて、洪武四年を境として、次第に變質したことを示している。

(B)　人員構成の變動

中書省の機構の變化とともに、中書省の人員構成についても變動が見られる。

減少することになる。

太祖實錄卷五十八・洪武三年十一月丙申の條に「大封功臣」の記事が見えるが（表2）、これによって中書省の武人を見ると、右丞相徐達がそのまま右丞相に止まるほかは、平章政事の胡美（廷瑞）・廖永忠、左丞の趙庸は中書省官僚から除かれている。また、平章政事の常遇春の死後も、平章政事の補充は行なわれなかった。

表2 大封功臣（洪武三年十一月丙申）

姓名	封爵	出身地	前職	後職	胡藍黨連坐	卒年	
李善長	韓國公	定遠	中書左丞相	同上	胡23年	23年	爵除
徐達	魏國公	濠	中書右丞相	同上		18年	
常茂	鄭國公	懷遠	（遇春の子）		藍26年	24年	
李文忠	曹國公	盱眙	浙江平章	左都督		17年	
馮勝	宋國公	定遠	右都督			26年賜死	爵除
鄧愈	衛國公	虹	御史大夫		胡23年	10年	
湯和	中山侯	濠	御史大夫			28年	
唐勝宗	延安侯	濠	都督同知		胡23年	23年	爵除
陸仲亨	吉安侯	濠	都督同知	同上	胡23年	23年	爵除
周德興	江夏侯	濠	湖廣左丞			25年誅	爵除
華雲龍	淮安侯	定遠	燕府左相 都督同知 北平參政	同上 同上	胡23年	7年	爵除
顧時	濟寧侯	濠	都督副使	都督同知	胡23年	12年	爵除
耿炳文	長興侯	濠	秦府左相 陝西參政	同上 陝西右丞		永樂2年	爵除

陳德	臨江侯	濠	都督僉事	都督同知	胡	23年	11年	爵除
郭子興	鞏昌侯	濠	都督僉事		胡	23年	17年	爵除
王志	六安侯	臨淮	平陽衛指揮使	都督同知	胡	23年	19年	爵除
鄭遇春	滎陽侯	濠	朔州衛指揮使	都督同知	胡	23年	23年	爵除
費聚	平涼侯	五河	都督僉事		胡	23年	23年	爵除
吳良	江陰侯	定遠	都督僉事	都督同知			14年	爵除
吳禎	靖海侯	定遠	都督僉事		胡	23年	12年	爵除
趙庸	南雄侯	盧州	中書右丞	都督同知	胡	23年	23年	爵除
廖永忠	德慶侯	巢	中書平章				8年賜死	
俞通源	南安侯	濠	江淮平章		胡	23年	22年	爵除
華高	廣德侯	和州	湖廣平章				4年	爵除
楊璟	營陽侯	合肥	湖廣平章		胡	23年	15年	爵除
康鐸	靳春侯	靳	湖廣平章（茂才の子）				3年	爵除
朱亮祖	永嘉侯	六安	浙江參政		胡	23年	13年	爵除
傅友德	潁川侯	陽山	江淮參政	都督同知			27年賜死	爵除
胡美	豫章侯	沔陽	中書平章				17年賜死	爵除
韓政	東平侯	睢	山東平章		藍	26年	11年	爵除
黃彬	宜春侯	江夏	江西平章		胡	23年	23年	爵除
曹良臣	宜寧侯	安豐	江西平章		藍	26年	4年	爵除
梅思祖	汝南侯	夏邑	浙江右丞		胡	23年	15年	爵除
陸聚	河南侯	不明	山東參政		胡	23年	23年	爵除

表3 中書省參知政事（呉元年～洪武八年）

姓名	就職年月	退職年月
楊憲	洪武元年正月①	洪武元年五月
傅瓛	洪武元年正月②	洪武元年八月
劉惟敬	洪武元年十二月	洪武二年三月
汪廣洋	洪武元年十二月	洪武二年四月
蔡哲	洪武二年正月	洪武二年五月
陳亮	洪武二年十月	洪武三年三月
睢稼	洪武二年十月	洪武三年四月
侯至善	洪武二年十一月	洪武五年　月
胡惟庸	洪武三年正月	洪武四年正月
李謙	洪武三年九月	洪武三年十二月
宋冕	洪武四年閏三月	洪洪四年六月
馮冕	洪武六年六月	洪武六年十月③
丁玉	洪武六年六月	洪武七年四月
侯善	洪武七年五月	洪武八年　月

表3注

本表は明史宰輔年表を太祖實錄によって補正したもので、補正個所は以下の通りである。

①・②太祖實錄卷二十九・洪武元年正月辛巳の條。但しこの両人に關しては、就職年月は不明であり、確實に參知政事に就任している年月をもってこれにかえた。

③太祖實錄卷八十五・洪武六年十月癸巳の條。なお、不明個所は空欄とした。

これらを併せ考えるならば、朱元璋は中書省の武人勢力の排除を意圖し、それをある程度實行に移したのが、この「大封功臣」であったといえる。[21]

さらに、洪武九年に廢止された平章政事・參知政事について見よう。

中書省が設置されてより以來、平章政事に就任した常遇春・愈通海・胡廷瑞・廖永忠・李伯昇のうち、李伯昇を除いては總て建國の勳臣である武人であった。それ故、以前に死亡していた常遇春・愈通海を除いて、これらの武人勢力は洪武三年十一月の「大封功臣」において平章參事から排除されている。このちの、洪武三年十二月に李伯昇[22]は再び、李思齊とともに平章政事に就任するが、この二人は降附の臣として優待し、食祿を與えるために[23]任官されたものであり、名目上に止まって實際上は現役官僚とはいえない。すなわち洪武三年十一月における「大封功臣」以後は、事實上、平章政事は存在しなかったのである。

參知政事は設置以來文人によって占められていた。多い時には四人の參知政事が同時に在任しているが、洪武四年を境として人員が減少し、洪武八年に至っては侯善一人を殘すだけとなる（表3）。これは前述した六部の職務ならびに規模の擴大と關聯したものと考えられる。

以上のように、建國初期の中書省の機構は、洪武四年を中心に職務內容の變質ならびに武人勢力の減少など、かなりの變化が見られるのである。

二　洪武九年の中書省の改革

太祖實錄卷百九・洪武九年閏九月癸巳の條に、

詔定、中書省左右丞相・大都督府左右都督爲正一品……汰中書省平章政事・參知政事・御史臺侍御史・治書・殿中侍御史等官、惟李伯昇・王溥等、以平章政事、奉朝請者仍其舊、

とあるように、洪武九年に中書省の平章政事・參知政事が廢止される。すなわち、これは洪武元年から四年にかけての全國平定當時、新時代の要請に應じる形で事實上變容していたものを、更めて制度として確定したのである。それでは何故この制度化が洪武九年まで遲らされたのであろうか。明朝にとって、施行範圍が江南一帶に限られていた建國當初の官制を改革して、全國的規模の體制固めをするためには、官制改革を行ない得る狀況が成熟するのを待たねばならなかったからである。その狀況とは、領域內外における治安が安定することであり、また新たな官制を施行するに際して、その中で實務を擔當する下級官僚が充足することであった。

(A)　治　安　狀　況

朱元璋は濠梁に起兵して以來、韓林兒・郭子興の配下として着實にその勢力を擴大し、至正二十四年（一三六四）に吳王位に卽き、ここに自立することになる。當時、河北に孛羅帖木兒、河南に擴郭帖木兒、關中に李思齊、江南に張士誠、四川に明玉珍、廣西に何眞、福建に陳友定、武昌に陳理（友諒の子）等の群雄が割據していた。やがて朱元璋は江南・江北の一部と鄱陽湖周邊の地域を基盤として、群雄との抗爭に入っていくことになる。

こののち吳元年（至正二十七年・一三六七）にかけて淮東・山東を征服し、加えて江南の張士誠、臺州の方國珍との抗爭に勝利を博した朱元璋は、次の目標を北方の中原地方と南方の福建・廣東・廣西に向ける。このような情勢下で、翌年皇

圖1　明朝領域擴大過程

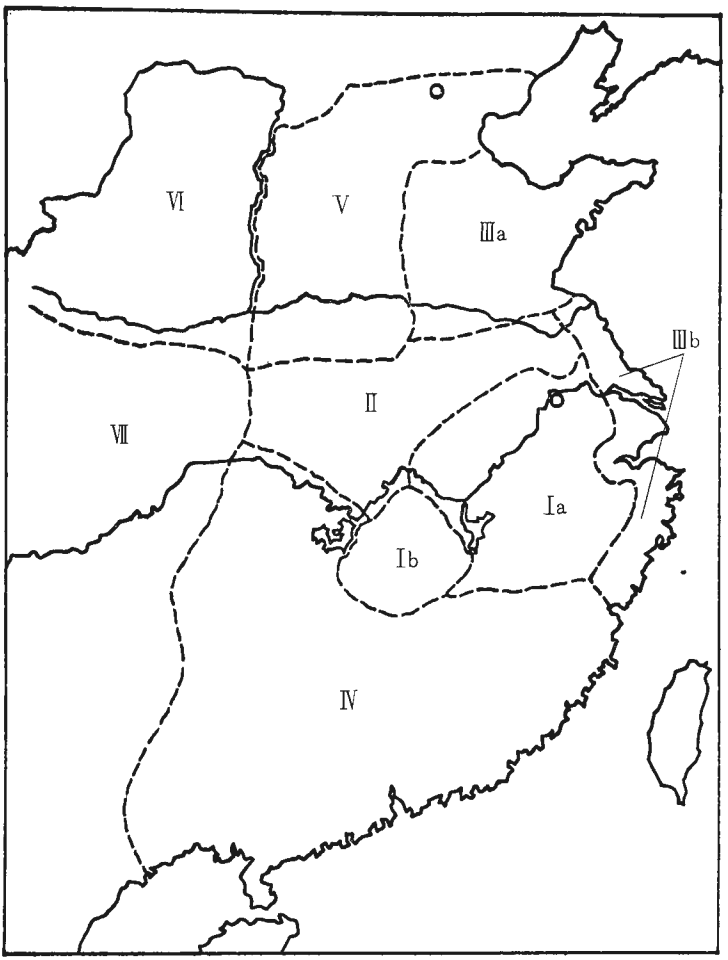

帝に卽位し國號を明として、洪武と改元するのである。同年、徐達を中心とする北方軍は河北を平定し、八月には元の都、大都を攻略し、湯和を中心とする南方軍は福建の陳友定、廣東・廣西の何眞を破り、洪武二年には山西・陝西を平定し、元の殘存勢力を中國北邊地帶に退ける。そして洪武三年には元の順帝の死、その嗣君愛猷識理達臘の北遁によって、中國領內においての元の殘存勢力との抗爭はひとまず落着した。

そして洪武四年には四川の明玉珍およびその子の昇との爭いに勝利を得たことにより、雲南を除く中國全土を平定し

しかしながら、支配領域が中國全土に擴大し、對抗勢力が北方に割據する元の殘存勢力を殘すだけになったといっても、それが直ちに朱元璋政權の安定を意味することにはならない。すなわち中國領内における治安には、まだ幾多の問題が殘っていた。

前述した朱元璋の領域擴大過程を圖示すると圖1のようになる。Ⅰa・Ⅰbの地域は、至正二十四年（一三六四）に朱元璋が吳王位に卽いた時の地盤である。Ⅱ・Ⅲa・Ⅲbは、至正二十四年より吳元年（一三六七）末までに征服した地域であり、これに前のⅠa・Ⅰbの地域を加えたものが、朱元璋の皇帝卽位の時の地盤である。以下Ⅳ・Ⅴは洪武元年、Ⅵは同二年、Ⅶは同四年に征服した地域である。

太祖實錄卷十四・甲辰年正月丙寅朔の條に、

李善長・徐達等奉上爲吳王、時群臣以上功德日隆、屢表勸進、上曰、戎馬未息、瘡痍未蘇、天命難必、人心未定、若遽稱尊號、誠所未遑……今日之議且止、俟天下大定、行之未晚、群臣固請不已、乃卽吳王位、

とあるように、朱元璋は皇帝に卽位することを時期尙早として辭退し、再度の要請によってようやく吳王位に卽くのである。當時は朱元璋自身が、「天命必たり難く、人心未だ安んぜず」と述べているように、まさしく群雄割據の混亂狀態であった。しかし、韓林兒は國號を宋として皇帝（また小明王）を稱し、陳理は國號を漢として皇帝を稱し、明玉珍は國號を大夏として皇帝を稱し、張士誠は吳王と稱しているのを見れば、むしろ朱元璋にとって吳王と稱するのが遲すぎたくらいである。ところがこの時まで王位に卽かずにいたのは、形式上は韓林兒の配下に屬しており、西方には陳友諒という強大な勢力を控えていたためであった。それ故、前年の至正二十三年（一三六三）八月に陳友諒に勝利を得、その領域のうち湖南地方北部を手中にした至正二十四年こそ、吳王と稱して他の群雄と形式上竝び立ち、且つ當時勢力の衰えていた韓林兒から自立する絕好の機會であったといえる。また朱元璋は、他の群雄との抗爭において吳王として政權を維持する必要最小限の領域を、この時ようやく確保したのであった。

先に述べたように、朱元璋はその後、次第に領域を擴張し、洪武元年（一三六八）に皇帝に卽位することになる。

ここで各地域における年毎の反亂數を**表4**に示してみよう。この表によれば、四川地方を平定した洪武四年以降、十件以上の反亂が毎年起こっていたが、洪武六年を頂點に、八年には六件、九年には五件と減少している。また朱元璋が政權の地盤と考えたⅠa・Ⅰb・Ⅱ・Ⅲa・Ⅲbの地域においては、洪武六年に五件の反亂があったが、以後は洪武八年にⅠaにおいて「盜」が一件あったのみである。このことから考えると、洪武四年に中國全土を領有した後、洪武六年を境として國內の治安狀況は安定し始め、殊に朱元璋が政權の地盤と考えたと思われる地域においては、ほぼ完全に安定したといい得る。

表4　國內反亂數

	Ⅰa	Ⅰb	Ⅱ	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	計
至正24年（1364）	0	1								1
至正25年（1365）	2	0	2							4
至正26年（1366）	0	0	0							0
吳元年（1367）	1	0	1	1						3
洪武元年（1368）	0	0	1	1	2	4	4			12
洪武2年（1369）	0	0	0	0	0	2	0			2
洪武3年（1370）	1	0	0	4	0	7	0	0		12
洪武4年（1371）	1	0	2	0	0	5	0	1	2	11
洪武5年（1372）	0	0	0	0	0	10	1	1	0	12
洪武6年（1373）	1	0	2	0	1	10	1	0	3	18
洪武7年（1374）	0	0	0	0	0	12	0	0	0	12
洪武8年（1375）	1	0	0	0	0	4	0	1	0	6
洪武9年（1376）	0	0	0	0	0	3	0	1	1	5
計	7	1	8	6	3	57	6	4	6	98

表4注
史料はすべて實錄による。摘出基準は「作亂」「叛」「寇」「盜」等，治安の混亂を招いたものとした。
但し，この表には元の殘存勢力の侵攻は含まない。

ところで、元の殘存勢力は洪武元年に大都を追われて北方に遁れてより統一を缺き、個別に中國內地への侵攻を繰返したが、當時その中で最も強力であったのが擴廓帖木兒である。この元の殘存勢力に對して朱元璋は、洪武三年に中書省右丞相徐達を征虜大將軍、浙江行中書省平章政事李文忠、都督馮勝をそれぞれ左右副將軍として征虜軍を派遣したが、四年には軍を都に還し、征虜軍に參加していた鄧愈を征南將軍として南方の平定に向かわせ、湯和を征西將軍として四川地方

の平定に向かわせた。その後は元の殘存勢力に對しては防備態勢を固めるだけであった。しかし洪武六年三月には全軍を結集して再び征虜軍を組織し、擴廓帖木兒に打擊を加える。この時、元の殘存勢力に對して朱元璋が全兵力を投入したのは、北方へ領域を擴大しようと意圖したためではない。それは中國全土を平定した洪武四年以後も、元の殘存勢力による中國領域内への侵攻が毎年繰り返され、自己の政權安定に大きな脅威となったからである。

朱元璋は元の殘存勢力に對する武力討伐と平行して、中國民衆間に根強く殘っているモンゴル習俗を排除しようとした。明朝は當初、元代制度を踏襲したが、習俗についてもモンゴル習俗を無意識のうちに踏襲している。代表的な例として擧げ得るのが、至正二十四年に百司の官屬を建てた時に、右を尙び左より上位に置いたことである。[29] 明朝自身がこのような狀態では、一般民衆間においてのモンゴル習俗の浸透は相當なものがあったといえよう。

明朝がこのように深く浸透しているモンゴル習俗を排除して中國風に改めようとするのは、太祖實錄卷二十六・吳元年十月丙午の條に、

命百官禮儀俱尙左、改右相國爲左相國、左相國爲右相國、餘官如之、

と見えるのが最初である。[30] このようにモンゴル習俗を排除する目的は、第一には當時の群雄割據の狀勢に關聯している。すなわち吳元年から洪武元年にかけて朱元璋が當面の敵としたのは、北方では擴廓帖木兒、南方では福建の陳友定、廣東の何眞であった。ところが元朝支配時代には、擴廓帖木兒は中書省右丞相ならびに河南王、陳友定は福建行中書省平章政事、何眞は江西行中書省左丞で、いずれも元朝の上級官僚であった。それ故に、元朝が北走したのちも、元朝勢力が中國領内の南北に位置している形となった。そこで、これらに攻擊を加える一方、モンゴル習俗を排除することにより、元朝の支配が終わって漢民族王朝の出現したことを一般民衆に明確に認識させ、明朝への歸順を促進する必要があった。第二に、元朝の支配下に在って辛酸を舐めた漢民族、特に文人階級の中華意識を觸發し、彼等を明朝に引きつける必要があった。第三に、民衆間に殘る元朝の復興を願う氣持を速やかに拂拭する必要があった。例えば、漢人地主層は元朝に對して

民族的對立感を抱きながらも、實際には元朝に依存することによって自己の保身を圖ったように、[29] 朱元璋支配下の領域内においても、元朝の復興を願う保守勢力が存在していた故である。[30]

元の殘存勢力に對する征虜軍の武力討伐によって、洪武六年には二十件もあった北方からの侵入が、七年には二件、八年には一件と減少し、また洪武八年八月における擴廓帖木兒の死は、元の殘存勢力を急速に弱體化させた。征虜軍は北方からの侵攻數の減少に鑑み、七年三月には大將軍徐達等が引き揚げ、擴廓帖木兒の死後は李文忠を主力とした防備軍が邊境地帶に駐屯するだけとなった。[31] これはすなわち、元の殘存勢力の脅威が洪武八年頃には、ほぼ消滅したことを意味する。

以上見たように、明初の國内外の治安狀況は、洪武六年から洪武八年にかけて、ほぼ安定したものと考えられる。

(B) 官 僚 不 足

朱元璋が官制を定めた至正二十四年當時の明朝の領域は、前述したように江南・江北の一部と鄱陽湖周邊地域であった。それ故、國家體制としては小規模であったし、また當時は一種の軍事政權であったから、官制そのものは不完全であり、官僚はそれほど多人數を必要としなかった。ところがその後は領域の擴大とそれにつれての官制の充實にともなって、急速に官僚の需要が增し、官僚の補充がますます緊急課題になってきた。しかしながら當時は元末明初の戰亂によって、元朝に仕えていた官僚の多くが淘汰され、また戰亂下で生き殘った元朝の官僚の一部は明朝による屠殺侮辱を恐れて隱逸し、[32] 一部は元朝の復興に望みをつないで明朝に歸順せず、[33] 在野の文人層も明朝に歸順するものが少なかった。[34] これらの理由によって、明初においては官僚に不足をきたしていたといい得る。

そもそも一國家において、國家としての體制を整え、機能を發揮していくためには、その體制および政策を立案する上級官僚と、それを實施する所謂實務官僚の兩者が必要不可缺となる。そしてその國家の領域が擴大すると、それにつれて國家體制が擴大し、政策實施業務が繁雜になり、それに對應していくためには、實務官僚の增加が必要となってくるので

ある。逆に考えれば實務官僚が不足している狀態においては、官僚制度の擴充を果たすことができず、ひいては政權の確立・安定を望むことができない。そこで朱元璋は實務官僚の養成もしくは徵用に力をいれることになった。その方法として採用されたのが、薦擧・科擧・國子學の三法である。

薦擧は、朱元璋が起兵して以來、終始用いられてきた賢才徵用法であった。たとえば四先生と稱される劉基・宋濂・葉琛・章溢は、朱元璋が浙江の處州を降した時に、招致したものである。[34] しかしながら朱元璋が起兵初期に徵用したこれらの人物は、劉基が建國の功臣に封ぜられたのをはじめ、上級官僚すなわち政策を立案する官僚となった。ここでは實務官僚を對象として薦擧を見ていくことにする。

薦擧の對象となったのは、「素志高潔にして古今に博通し、時宜に練達するの士」[36]であり、「時務を識る俊傑」[37]であり、また「儒士」[38]であった。これによって分かるように、儒者のように古今の事物に關して博識であり、また時務に通じて天下の事情に明るい人物が求められたのである。すなわちこのような人物こそ、當時の實務官僚として最適であり、それ故に薦擧は直ちに任用しうる人材を對象にしたといえる。

ところが薦擧は朱元璋の思惑通りには效果をあげなかった。すなわち「江西の儒士を徵して京に至らしめ、之を官にせんと欲すれども、俱に疾を以て辭す」[39]「有司の詢求嚴迫にして、凡そ嘗つて元に仕うる者は多く疑懼して安んぜず。是に由りて所在驚擾す」[40]「然れども、才を懷き德を抱くの士、尙多く巖穴に隱る」[41]とあるように、明朝による徵辟に應じない者が多くあった。これに對して明朝は「行くを願わざるものあらば、有司の驅迫を許さず、その自便を聽す」[42]として出仕に際しての不安感の一掃を圖り、また「禮もて之を遣わす」[43]等種々の方策を用いたので、徵辟に應じない者は次第に減少したとはいえ、この傾向はその後も續いた。

また「中書省に命じて選擧の禁を嚴しくせしむ。……其れ書律に兼通せる廉吏有らば、薦擧するを得、賢を得る者は賞し、濫擧及び賢を蔽う者は罰す」[44]「苟も擧ぐる所、用いる所にあらざれば害爲ること甚だ大なり」[45]「（嚴）禮の陳ぶる所を

觀れば誠に未だ時務に達せざる者なり」[26]とあるように、薦舉される者の中には時務に通ぜず任用に堪えない者もいた。

科舉は、太祖實錄卷二十二・吳元年三月丁酉の條に、

下令設文武科取士、

とあるように、吳元年（一三六七）に計劃された。そして太祖實錄卷五十二・洪武三年五月己亥の條に、

詔設科取士、詔曰……自今年八月爲始、特設科舉、以起懷材抱道之士、務在經明行修、博通古今、文質得中、名實相稱之士、其中選者、朕將親策于庭、觀其學識、第其高下、而任之以官、

とあり、明史卷七十・選舉二に、

明年（四年）、會試取中一百二十名、

とあるように、洪武三年（一三七〇）八月に至って鄉試が行なわれ、翌四年に科舉出身の官僚が生まれた。吳元年の計劃時に、文武竝用の形を採っているのは、薦舉が吳元年まで文武竝用を方針としていたのと同樣であるが、實際に科舉が實施される洪武三年には文舉だけとなっているのは、朱元璋政權が、この時期に武斷から官僚制度を基礎とした文治に移行し始めたことを示している。

そして、太祖實錄卷六十・洪武四年正月丁未の條に、

上謂中書省臣曰……卽設科取士、令各行省連試三年、庶賢才衆多而官足任使也、自後則三年一擧、著爲定例、

とあり、洪武三年八月に鄉試を始めたのに引き續き、四年・五年・六年と三年間連續して科舉を實施する計劃が立てられた。また太祖實錄卷七十・洪武四年十二月辛巳の條に、

上命禮部、今歲各處鄉試取中擧人、俱免會試、悉起赴京用之、時吏部奏、天下官多缺員、故有是命、

とあり、洪武四年の會試は免除され、擧人は卽時任官された。しかしながら、太祖實錄卷七十九・洪武六年二月乙未の條

に、

上諭中書省臣曰、朕設科舉、以求天下賢才、務得經明行修、文質相稱之士、以資任用、今有司所取、多後生少年、觀其文詞、若可與有爲、及試用之、能以所學措諸行事者甚寡、朕以實心求賢、而天下以虛文應朕、非朕責實求賢之意也、今各處科舉、宜暫停罷、

とあるように、連試は三年目にあたる洪武六年に急遽中止された。

科舉が對象としたのは、「材を懷き道を抱くの士」「經明行修にして古今に博通し、文質中を得て名實相稱う者」であった。このようにして擧げられた進士は卽時に任官されるが、「學ぶ所を以て、これを行事に措く者甚だ寡し」といった狀態であり、當時期待されていた實務官僚とは程遠いものであった。

國子學[47]の設置は、吳王卽位（至正二十四年・一三六四）よりほぼ一年半後の至正二十五年（乙巳年・一三六五）である。[48]國子學が設けられた目的は、「此の如くせば則ち內に在りては、國子生日々に漸く增廣し……人材の用無きを患えず」[49]「太學は人材の出ずる所なり」[50]とあるように、國家の官僚となるべき人材を養成するためであった。

しかし國子學の設置時には、制度上は完備したが、實質上は敎育者の員數が不足していた。のち至正二十六年（一三六六）二月に至り博士以下の人員を揃え、[51]翌年吳元年（一三六七）に祭酒・司業を設けて敎育者側の體制を擴充する。[52]これらのことから見れば國子學が實質的に活動を始めるのは至正二十六年であるといえる。また敎育者側の體制の擴大は、すなわち國子學自體の擴大でもあり、加えて國子生の增加をも意味している。洪武元年・二年・六年に國子學舍（齋舍）の增築が行なわれているが、それは「今學べる者、日に衆く、齋舍卑溢なり」[53]「四方より學に來れる者ますます衆く、齋舍に充溢す」[54]とあるように國子生が增加したためである。[55]

國子學の入學者については、「民間の子弟の俊秀にして年十五以上の者」[56]「京官の子弟の一品より九品に至る年十二以上の者」[57]「功臣の子弟」[58]等が對象となったが、これらのものは年齡が十五歲もしくは十二歲以上であり、また功臣の子弟に

關しては、「其の子弟の年幼き者をして、國學に入れ、讀書せしむ」[28]とあるように、年齢が低く、直ちに官職につくには若過ぎる者であった。その次代を荷うべき國子生に對する教育は、「朕觀るに前代の學者の出でて世用と爲るは、其の質の美なるに由ると雖も、實に亦た師を得て以て之を造就す。後來の師は教うる所以を知らず、弟子は學ぶ所以を知らず、一に記誦を以て能と爲す、故に卒に實用無きなり」[29]「之を教うるの道は、當に正心を以て本と爲すべし」[30]「宜しく輔くるに實學を以てすべし」[31]とあるように、世用に耐え得る實學を主眼としたものであった。

それでは、これら國子生が任官されたのは何時頃からであろうか。洪武元年に給事中に任官された者があり、[32]また王圻の續文獻通考卷五十五學校考太學に、

太祖洪武二年擇國子生、試用之、巡行列郡、擧其職者、竣事復命、卽擢行省左右參政、各道按察使僉事、及知府等官、

とあるのを見れば、すでに洪武元年から二年にかけて任官された國子生がいたことが分かる。ところが明史卷六十九・選擧志一に、

監生歷事、始於洪武五年、

とあり、太祖實錄卷九十四・洪武七年十一月乙酉の條に、

賜諸司歷事監生文綺衣、先是上以儒生專習書史、未諳吏事、一旦任之以官、多爲猾吏所侮、乃命於諸司習吏事、至是命多夏給衣贍之、

とあり、歷事監生に關する記事が見える。この歷事監生とは、國子生が實務官僚として十分に實力を發揮し得るように、任官前に行なわれた一種の研修制度である。[33]すなわち、これは國子學における教育が、實學を以てし、世用に耐え得る人材を養成することを目的としたにもかかわらず、實際に國子生が實務に就くと、國子學において教育されたことだけでは不十分であったことを示している。逆に考えれば、歷事監生が始められたのは、多數の國子生が實際に任官され、實務に就いた上で缺陷を露呈したためであった。そこで歷事監生が洪武五年に始められたことを見れば、少なくともそれ以前に

かなりの數の國子生が實務官僚として任官されていたと考えられる。

以上見てきたように、朱元璋は薦擧・科擧・國子學によって官僚の徵辟育成を行なったが、朱元璋政權が實務官僚を最も必要としたのは、洪武四年に全國を平定するとともに國家體制を整備し、武力による制壓から文人官僚による統治に移行して、政權の安定を圖った時期である。それは、人材確保の中心機關であった國子學[15]が、洪武六年まで擴大の一途を辿ったが、それでもまだ需要に追いつくことができず、科擧において連試三年や會試の免除を行なってまで官僚不足を補充しようとしていることによって明らかである。

そして、さしもの官僚不足も、洪武六年の國子學舍增築以後は、增築の記事がみられず、科擧は連試三年目にあたる洪武六年に中止されたことを見れば、洪武六年頃にようやく深刻な官僚不足の狀態を脱していたことが分かる。いいかえれば、洪武四年の全國平定にともなう極端な官僚不足期を、右に述べた特別措置を講じることによって乗り切った後は、官僚不足に陷ることはなく、洪武六年には、ひとまず官僚不足は解消したといいうる。

以上、述べたところを總括するならば、洪武九年の中書省の改革は、すでに洪武四年に事實上內部變質していた體制を、治安の安定ならびに官僚不足の解消を待って追認し、それを制度的に規定したものであるといえる。

三　洪武十三年の中書省の廢止

洪武四年頃から內部變質し、洪武九年に制度化された中書省は、その後どのような役割を果たしたのであろうか。

前述したように、中書省の職務はしだいに六部に移管され、六部の諸政分掌に對して大政總攬をその職務とした。しかしながら、この大政を總攬する中書省は、先に平章政事・參知政事などの幹部階級を廢止したことにより、左右丞相に權力が集中し、しだいに專權的樣相を呈し始めた。このような狀況下、洪武十年に胡惟庸が中書省左丞相に就任した。

胡惟庸は朱元璋の起兵當時からその政權に參じ、知縣・通判等の下級文官から急速に中書省左丞相に昇進した。これは、

胡自身の政治手腕にもよるが、建國の勳臣が洪武三年の「大封功臣」によって現役官僚から除外され、明朝が文官による政治體制に移行したこと、それに加えて、建國の勳臣である李善長と姻戚關係にあったことによる。[36] そして左丞相となってより、その權力は急激に強大となった。[37] 明史卷三百八・列傳百九十六・胡惟庸傳に、

四方躁進之徒及功臣武夫失職者、爭走其（胡惟庸）門、饋遺金帛名馬玩好、不可勝數、

とあり、これはそのことを如實に示す一例である。すなわち洪武三年の「大封功臣」によって現役官僚から除外された建國の勳臣達が、胡惟庸の專權を賴って、そのもとに參集していたのである。これは、皇帝獨裁體制の確立を志向する朱元璋の方針と牴觸することになった。

ここに中書省專權化に對處する方策が講じられることになる。太祖實錄卷百十二・洪武十年五月庚子の條に、

命太師韓國公李善長・曹國公李文忠、共議軍國重事、凡中書省・都督府・御史臺悉總之、議事允當、然後奏聞、行之、

とあるように、朱元璋は勳臣李善長・李文忠に政務の監督を行なわせることによって、中書省の獨斷專權を阻止しようとした。[38] しかし、この對策も實效が上がらなかったようで、新たな對策を講じている。太祖實錄卷百十七・洪武十一年三月壬午の條に、

上命禮部臣曰、……胡元之世、政專中書、凡事必先關報、然後奏聞、其君又多昏蔽、是致民情不通、尋至大亂、深可爲戒、爾禮部其定奏式、申明天下、

とある。この解釋として鄭曉は、鄭端簡公吾學編・百官述上・中書省の項に、

（洪武）十一年、禁六部奏事、不得關白中書省、

と述べている。これによればこの史料の意味するところは、新たな奏式を定めて、中書省と六部との聯關を斷とうとしたものであると考えられる。また、太祖實錄卷百二十六・洪武十二年九月癸卯の條に、

以通政使司左參議方鼐爲中書省左參政……以奏對詳明、陞今官、

とあり、その翌日甲辰の條に、

以重慶府知府殷哲爲中書省右參政

とあるように、洪武九年の改革において廢止した參知政事を再び設置し、中書省內部において、左右丞相の專權を抑制しようとした。ところが洪武十二年に、中書省の專權化を顯著に示す事件が起こった。太祖實錄卷百二十六・洪武十二年九月戊午の條に、

占城國王阿答阿者遣其臣陽須文旦、進表及象馬方物、中書省臣不以時奏、內臣出外、見其使者、以聞、上亟召使者見之、歎曰、壅蔽之害、乃至此哉、因敕責省臣曰……今占城來貢、方物既至、爾宜以時告、禮進使者、顧乃泛然若罔聞知、爲宰相輔天子、出納帝命、懷柔四夷者、固當如是耶、丞相胡惟庸・汪廣洋等、皆叩頭謝罪、

とあるように、中書省が占城國の朝貢を報告せずに放置していたことが發覺した。そのため朱元璋は、それを「壅蔽の害」として、左丞相胡惟庸・右丞相汪廣洋の責任を追及した。

ここに、胡惟庸の專權ひいては中書省の專權に對處するため、洪武十三年に、胡惟庸の獄[18]を契機として、中書省を廢止するに至ったのである。[19]そして、太祖實錄卷二百三十九・洪武二十八年六月己丑の條に、

我朝罷相、設五府・六部・都察院・通政司・大理寺等衙門、分理天下庶務、彼此頡頏、不敢相壓、事皆朝廷總之、所以穩當、以後嗣君竝不許立丞相、臣下敢有奏請設立者、文武群臣卽時劾奏、處以重刑、

とあるように、以後丞相を設けることを固く禁じ、祖訓として殘した。[20]

中書省廢止後、朱元璋は同十三年九月に、四輔官[21]を設け、同十五年に至って宋制に倣い、大學士を設置して、左右に侍せしめた。ここに、永樂朝に確立され明代を通じて國家の中樞機關となる內閣制[22]の端緒が見られるのである。

結

明の太祖朱元璋は、至正二十四年（一三六四）に吳王となり、直ちに元代制度を踏襲して中書省を中樞機關とする官制を制定し、のち洪武九年に官制改革を斷行して中書省平章政事ならびに參知政事を廢止し、次いで洪武十三年には中書省を廢止した。

ところが至正二十四年の設置時より、中書省の變遷を辿ってみると、洪武九年以前に既に實質的に內部變質していたことが分かる。すなわち、その職務內容を見ると、設置時より洪武四年に至るまでは、諸政全般を統轄していたが、洪武四年を境として、しだいに六部に諸政を分掌せしめ、中書省は大政總攬をその職務とすることになった。この結果、參知政事の員數は洪武四年を境として減少し始め、洪武八年には一人の在任者を見るだけとなった。また、中書省の人員構成を見れば、初期の中書省には、建國の勳臣である武人が多數構成員となっていたが、洪武三年の「大封功臣」において、これらの武人勢力を行政面の現役官僚から除外した結果、總て武人が占めていた平章政事は、實質的には在任者が無くなり、廢止されたも同然の狀態となった。

以上のように、中書省においては洪武四年には、ほぼその內部變質を終えていたにもかかわらず、洪武九年に平章政事・參知政事の廢止が決定されたのは、官制改革を行ない得る狀況の成熟を待ったからである。その狀況とは、すなわち國內外の治安の安定ならびに實務官僚の充足であった。このうち治安に關しては、國內は洪武六年より反亂數が減少し、しだいに安定期に入り、國外すなわち元朝の殘存勢力は、武力討伐ならびにモンゴル習俗の排除によって、洪武八年には弱體化した。また實務官僚については、國子學の充實ならびに科擧の連試三年などによって、洪武六年にはひとまず充足した。

要するに、洪武元年の卽位、洪武四年の全國平定にともなう政治方針の轉換によって、事實上變質していた中書省の機構を、制度化し得る狀況が整うのを待って斷行したのが、洪武九年の官制改革である。いいかえれば、洪武九年の改革は、現狀に制度を適合させようとしたものである。そしてこの時期から、洪武朝は元朝より踏襲した制度を改變し、獨自の國家機構の確立に向かうのである。

洪武九年の改革より同十三年の廢止にいたる狀況を見ると、中書省は九年の改革によって機構上も、主要官職としては左右丞相・左右丞を殘すだけとなったこと、ならびに職務上は大政總攬を擔當したことにより、一部官僚、特に左右丞相による專權化の傾向が顯著となり、加えて胡惟庸が左丞相となって、強大な權力を握るに至った。このため、皇帝と六部とが直結され、中書省を國政處理經路から除外し、ついには胡惟庸の獄を契機として中書省を廢止し、それに續いて大規模な官制改革が斷行されたのである。すなわち、この洪武十三年における官制改革は、洪武九年より始まった獨自の體制づくりを完成させたものである。

以上見たように、朱元璋が吳王となった至正二十四年より洪武十三年までの十七年間は、明の太祖朱元璋の創業期に當たり、中書省の變遷はこの時期の動向を象徵するものである。そして、洪武朝は中書省の廢止により、その建國期より守成期への脫皮を果たし、獨裁體制を確立したのであった。

註

① 田村實造「明の時代性について—太祖の統治方針を中心とする—」(史林第三十卷第二號、一九四五年)、山根幸夫「明太祖政權の確立期について—制度史的側面よりみた—」(史論第十三集、一九六五年)、同「元末の反亂と明朝支配の確立」(『岩波講座世界歷史』第十二卷、岩波書店、一九七一年)、萩原淳平「明朝の政治體制」(京都大學文學部研究紀要第十一、一九六七年)、宮崎市定「洪武から永樂へ—初期明朝政權の性格—」(東洋史研究第二十七卷第四號、一九六七年)など。また中國における研究としては、吳晗『朱元璋傳』(三聯書店、一九四九年)、陳鳴鐘「略論洪武年間的中央集權政策」(史學月刊一九五七年九月)、吳緝華「論明代廢相與相權之轉移」(大陸雜誌第三十四卷第一期、一九六七年。『明代制度史論叢』上冊に復載)などがある。

② 山根、前掲「元末の反亂と明朝支配の確立」。宮崎、前掲論文。

③ 山根、前掲「明太祖政權の確立期について」。萩原、前掲論文。

④ 山根、前掲論文。間野潛龍「明代都察院の成立について」(史林第四十三卷第二號、一九六〇年)。

⑤ 山根、前掲論文、三〜六頁。

⑥ 和田清編『支那官制發達史』(汲古書院、一九七三年、復刻版、一八四〜六頁)。宮崎市定「宋代官制序說—宋史職官志を如何に讀むべきか—」(佐伯富編『宋史職官志索引』所收、東

洋史研究會、一九七四年)。

⑦ 太祖實錄卷四十九・洪武三年二月戊子の條、

上諭廷臣曰、六部總領天下之務……惟六部政繁任重、而在位未盡得人、

⑧ 太祖實錄卷五十・洪武三年三月壬寅の條、

遷兵部尚書滕德爲戶部尚書、以黃州府知府尋适爲戶部左侍郎、程進爲戶部右侍郎、上諭之曰、六部總領諸司、實爲要職、而戶部出納天下錢穀、尤爲繁重、

⑨ 太祖實錄卷七十四・洪武五年六月癸巳の條、

定六部職掌……各(屬)部設郎中、員外郎、主事、分掌其事、而以尚書・侍郎、總其政務、

⑩ 山根氏は前掲「明太祖政權の確立期について」において、「……これまで定員一名であった尚書・侍郎がそれぞれ二名となり、ここでもまた長官複數制が採用された。これもまた、太祖が權限の分散化をはかった一つのあらわれであろう。」(七頁)と述べているが、洪武六年以前においても、吏部の詹同(在任洪武四年五月〜七年六月)と趙享堅(同五年〜九年正月)と呂熙(同五年七月〜八年六月)、戶部の徐本(同四年六月〜五年三月)と海淵(同四年八月〜五年六月)、禮部の陶凱(同三年七月〜六年二月)と楊訓文(同三年九月〜四年五月)、工部の安然(同三年九月〜五年三月)と安慶(同三年九月〜四年九月)のように尚書が二人ないしは三人となっていることがある。それ故、この尚書複數制は權力を分散することのほかに、職務が繁雜になったためでもあると考えるべきであろう。なお就任ならびに退任に關しては、黃開華「洪武十三年前中書省轄下之六部尚書年表」(『明史論集』所收、香港開發印務公司、一九七二年)によった。また、月の部分が空欄のものは、黃氏の用いた史料以外の國朝獻徵錄・國朝列卿記によっても不明である。

⑪ 太祖實錄卷百二・洪武八年十一月丁丑の條、

命增設六部官員、中書省議奏、戶刑工三部、庶事浩繁、今定戶部爲五科、每科設尚書・侍郎各一人……刑部爲四科、每科設尚書・侍郎……工部爲四科、每科設尚書・侍郎……吏禮兵三部官仍舊、從之、

⑫ 六部の官僚數については、山根前掲論文に表示されている(七・八頁)。

⑬ 至正二十四年十一月辛酉　太祖謂中書省曰、立國之初、致賢爲急、……但任人之道、小大輕重、各適其宜、

至正二十六年正月　命中書省錄用諸司劾退官員、

吳元年七月丙子　除郡縣官二百三十四人、太祖語中書省臣言、

洪武元年八月丙子　太祖謂中書省臣曰、任人之道、因材而授職、

洪武三年十二月癸酉　吏部言、守令職、主牧民……而知府職任尤難、

洪武四年三月庚戌　吏部言、天下有司官員、倒任未久、賢否未明、

洪武四年十二月辛巳　吏部奏、天下官多缺員、

⑭ 洪武元年十二月　中書省奏……天下州縣墾田七百七十餘頃、

洪武二年十二月庚寅　戶部奏、是歲天下郡縣墾田八百九十八頃、

洪武三年十二月　今歲山東河南江西府州縣墾田二千一百三十

五頃二十畝、

⑮ 吳元年正月戊戌　太祖謂中書省臣曰……其府（太平應天宣城諸郡）租賦、宜與量免、少甦民力、

洪武三年五月丙辰　免蘇州逋負秋糧三萬五百八十餘石、先是、戶部奏、

洪武三年六月辛巳　太祖諭中書省臣曰、蘇松嘉杭五郡……命三年不徵其稅、

洪武五年二月丙戌　戶部奏、太源河曲等縣……蠲之、

洪武五年十一月癸亥　中書省言、河閒府淸獻二州、眞定府隆平縣、平涼府……詔竝免田租、

⑯ 吳元年十二月癸亥　中書省議、科池州宣徽太平諸府民布囊運糧、

洪武四年八月甲午　戶部奏、近餽運四川糧儲、

⑰ 洪武元年十二月辛未　太祖詔中書省、令禮官定喪服之制、

洪武三年二月　太祖命中書禮部官……考歷代朝服公服之制、

洪武三年三月甲寅　太祖命禮部考定諸王冊寶制及冊封禮儀、

洪武四年正月戊子　詔禮部、參考歷代祀郊廟社稷日月諸神冕服并百官陪祭冠服之制、

⑱ 洪武元年五月丙寅　太祖命中書省稽諸將士軍功、

洪武三年十一月壬辰　太祖命大都督府兵部錄上諸將功績、

⑲ 吳元年十月甲寅　太祖命中書省定律令、

洪武六年閏十一月庚寅、詔刑部尚書劉惟謙詳定大明律、

⑳ 洪武二年十一月丁酉　中書省奏請……營後堂、

洪武四年正月戊子　太祖命中書省定議親王宮殿制度、工部尚書張允等議、

洪武四年五月丙寅　詔立大社壇于中都、命工部、

㉑ （表2）にみられるように、建國の勲臣の多くは、「大封功臣」によって行政面の現役官僚から除外され、洪武十三年の胡惟庸の獄および二十三年の追論、そして二十六年の藍玉の獄によって、誅せられあるいは政治の第一線から退けられた。

㉒ 李伯昇はもと張士誠の臣下であった。明史卷百二十三・張士誠傳、

李伯昇仕士誠至司徒、旣降、

李思齊はもと元朝の中書平章政事であった。太祖實錄卷四十一・洪武元年四月丁丑の條、

㉓ 右副將軍馮宗異師至臨洮、李思齊降、

㉔ 太祖實錄卷五十九・洪武三年十二月辛巳の條に、

指揮同知李伯昇爲中書平章、左丞李思齊陞中書平章……皆起兵降附之臣、上欲優待之、故俱令食祿而不視事、

とある。また弇山堂別集・卷四十六・中書省表に、

……高帝定江左、以至卽大位、仍置中書省、罷令不設、餘俱如故、洪武三年革平章政事、食祿者不在革、

とあり、明末の王世貞は、すでに洪武三年に平章政事が實質的には廢止されたとしている。

㉕ 太祖實錄卷百・洪武八年五月丙辰の條、

處州府靑田縣楊山民葉保伍等爲盜、命錢塘衞指揮僉事賈珍討捕之、

㉖ 太祖實錄卷十四・甲辰年春正月丙寅朔の條、

李善長・徐達等奉上爲吳王……建百司官屬……以李善長爲右相國、徐達爲左相國、

なお、この尙右の風は當時としては當然のことと考えられていたようであり、朱元璋にもそれが窺える。すなわち、至正十五年（一三五五）に當時まだ郭子興配下の新進であった朱元璋が、郭子興によって和陽城守に拔擢された時の樣子を次のように記している。

太祖實錄卷二・乙未年正月戊午朔の條、

然諸將（郭）子興舊部曲、皆比肩之人、而年又長、一旦居其上、恐衆心不悅、乃密令人悉徹去聽事公座、惟以木榻置于中、俟旦會……諸將皆先入、上獨後至、時坐席尙右、諸將悉坐、惟虛左末一席、上卽就坐、不爲異……獨上剖決如流、咸得其宜、衆心稍屈服、

㉗ モンゴル習俗排除の例によく引用される太祖實錄卷三十・洪武元年二月壬子の「詔復衣冠如唐制」の條のほかに、次のような史料がある。

太祖實錄卷三十七・洪武元年十二月辛未の條、

監察御史高原侃言、京師人民、循習元氏舊俗……乞禁止以厚風化、上是其言……令禮官定官民喪服之制、

太祖實錄卷七十三・洪武五年三月辛亥の條、

令禮部重定官民相見禮……自卽位之初、卽加禁止、然舊習不能盡革、

御製大誥・胡元制治第三、

胡元入主中國……胡元之治天下、風移俗變九十三年矣……朕竭語言、盡心力、終歲不能化矣、嗚呼艱哉、

これらを見れば、モンゴル習俗を排除することがいかに困難であったかが分かる。そもそも、一つの社會習俗を一朝一夕に、あるいは意圖的に改變すること自體が無理なのである。それ故、朱元璋の意圖に反してモンゴル習俗が中國社會に長く殘存することになるのは當然のことである。しかし、元の殘存勢力が衰退すると、モンゴル習俗を排除する必要性も減少し、また國內における元朝の復興を願う保守階層も、朱元璋政權に歸順することになった。

㉘ 相田洋「『元末の反亂』とその背景」（歷史學硏究三六一號・一九七〇年）十二頁。

㉙ 太祖實錄卷五十二・洪武三年五月丁酉の條に、

山西忻州官安時敏、靜樂縣丞譚章等、私通元四大王、陰洩軍中消息、欲爲亂、

とあるように、元の殘存勢力と通じる者がいた。

㉚ 太祖實錄卷七十八・洪武六年正月壬子の條、

命魏國公徐達・曹國公李文忠往山西・北平、練兵防邊、

洪武八年二月に徐達と共にひとまず京師に歸還した李文忠は、同年七月に再び北平において、邊境防備に從事する。

太祖實錄卷百・洪武八年七月壬戌の條、

命曹國公李文忠爲征虜左副將軍、濟寧侯顧時爲左副副將軍、往山西・北平、整率軍馬、

また、湯和・傅友德らが、延安において邊境防備に從事する。

太祖實錄卷百三・洪武九年正月の條、

是月、命中山侯湯和・潁川侯傅友德……帥師往延、防備、

㉛ 吳晗、前揭書『朱元璋傳』一四四～一四六頁。

㉜ 前注㉘・㉙參照。

㉝ 廿二史劄記卷三十二「明初文人多不仕」

㉞ 太祖實錄卷八・庚子（一三六〇）年三月戊子の條、
徵青田劉基、龍泉章溢、麗水葉琛、金華宋濂至建康、初上在婺州、既召見宋濂、及克處州、又有薦基及溢琛者、上素聞其名、卽遣使以書幣徵之、

㉟ 太祖實錄卷五十八・洪武三年十一月乙卯の條、
封中書右丞汪廣洋爲忠勤伯、御史中丞兼弘文館學士劉基爲誠意伯、

㊱ 太祖實錄卷四十四・洪武二年八月庚寅の條、
敕中書省、令天下郡縣擧素志高潔、博通古今、練達時宜之士、

㊲ 太祖實錄卷五十九・洪武三年十二月己巳の條、
上曰……朕訪求人材、欲得識時務俊傑而用之、今觀（嚴）禮所陳、誠未達時務者也、

㊳ 太祖實錄卷二十四・吳元年八月丙寅の條、
徵江西儒士顏六奇、蕭飛鳳、劉于等、至京、欲官之、俱以疾辭、

㊴ 前注㊳參照。

㊵ 太祖實錄卷三十一・洪武元年三月戊子の條、
命中書省給榜撫安山東郡縣、先是、朝廷以大將軍徐達既下山東、命所在州郡、訪取賢材、及嘗仕宦居閒者、擧赴京師、有司詢求嚴迫、凡嘗仕元者、多疑懼不安、由是所在驚擾、上聞之、乃命中書省、給榜安諭、所徵人材、有不願行者、有司不許驅迫、聽其自便、其自他郡縣避兵流寓、願歸鄉者、聽之、

㊶ 太祖實錄卷三十五・洪武元年九月癸亥の條、
下詔求賢、詔曰……雖賴一時輔佐、匡定大業、然懷材抱德之士、尙多隱於巖穴……有能以賢輔我、以德濟民者、有司禮遣之、

㊷ 前注㊵參照。

㊸ 前注㊹參照。

㊹ 太祖實錄卷十九・丙午（一三六六）年三月丙申の條、
命中書嚴選擧之禁、初令府縣、每歲擧賢才及武勇謀略通曉天文之士、其有兼通書律廉吏、亦得薦擧、得賢者賞、濫擧及蔽賢者罰、至是、復命知府・知縣、有濫擧者、俟來朝治其罪、

㊺ 太祖實錄卷三十六上・洪武元年十一月己亥の條、
上曰、人之才不絕於世、朕非患天下無賢、患知人之難耳、苟所擧非所用、爲害甚大、卿等愼之、

㊻ 前注㊲參照。

㊼ 國子學は、洪武十五年三月丙辰（太祖實錄卷百四十三）に國子監に改められる。
吳晗「明初的學校」（淸華學報第十五卷第一期、一九四八年、『讀史劄記』に復載）

㊽ 太祖實錄卷十七・乙巳年九月丙辰朔の條、
置國子學、以故集慶路學爲之、設博士・助敎・學正・學錄・典樂・典書・典膳等官、以許存仁爲博士、

㊾ 太祖實錄卷五十三・洪武三年六月癸未の條、
國子學典簿周循理言、國學敎化本源、請擇經明行修之士、充學官、而增置其員、民間子弟俊秀年十五以上、願入國學者、聽復其身、京官子弟一品至九品年十二以上者、皆令入

學、且定其出身資格、太學生貢於朝、比科舉進士、俱得優待擢用、如此則在內國子生、日漸增廣、在外有常貢、科舉進士、不患無人材用矣、上是其言、

㊿ 太祖實錄卷四十三・洪武二年六月丁卯の條、
上諭國子學官曰……人材之興、將有其效、夫山木之所生、川水之所聚、太學人材所出、

(51) 太祖實錄卷十九・丙午年二月庚午の條、
以劉承直爲國子博士、李嘩・張濟・潘時英爲助教、完誓爲學正、鄭貫・杜環爲學錄、張以誠爲典膳、

(52) 太祖實錄卷二十六・吳元年十月丙午の條、
定國子學官制、祭酒正四品、司業正五品、博士正七品、典簿正八品、助教從八品、學正正九品、學錄從九品、典膳省注、

(53) 太祖實錄卷四十・洪武二年三月戊午の條、
詔增築國子學舍、初卽應天府學爲國子學、至是、上以規制未廣、謂中書省臣曰……朕承困弊之餘、首建太學、招來師儒、以敎育生徒、今學者日衆、齋舍卑溢、不足以居、其令工部增益學舍、

(54) 太祖實錄卷七十九・洪武六年二月戊子の條、
命增築國子學舍、時上以國學天下英才會聚、四方來學者益衆、充溢齋舍、命禮部經理增築學舍凡百餘間、

(55) 南雍志卷十五・儲養考によれば、洪武四年の國子生數は二七二八名である。ただし儲養考では國子學時代のものとしては、洪武四年だけを掲げている。國子監となってよりは、洪武十五年以後の記錄がある。

(56)・(57) 前注(49)參照。

(58) 太祖實錄卷四十一・洪武二年四月己巳の條、
命博士孔克仁等、授諸子經、併功臣子弟、亦令入學、

(59) 太祖實錄卷七十三・洪武五年三月己酉の條、
上以將官子弟、因年少驕佚故、承襲者多不稱職、乃命其子弟年幼者、入國學、讀書、

(60) 太祖實錄卷七十八・洪武六年正月庚申の條、
禮部奏、增廣國子生、上曰……朕觀前代學者出爲世用、雖由其質美、實亦得師、以造就之、後來師不知所以敎、弟子不知所以學、一以記誦爲能、故卒無實用、

(61) 太祖實錄卷四十一・洪武二年四月己巳の條、
上諭之(博士孔克仁)曰……功臣子弟將有職任之寄、敎之之道、當以正心爲本……卿等宜輔以實學、毋徒效文士記誦詞章而已、

(62) 前注(61)參照。

(63) 明史卷百三十八・楊思義傳附張琬傳、
洪武初、有張琬者、鄱陽人、以貢士試高等授給事中、國朝列卿記卷三十五、國初戶部侍郎、
張琬……洪武元年由貢士入太學、試高等、授給事中、二年改戶部主事、

(64) 谷光隆「明代監生の研究(一)—仕官の一方途について」(史學雜誌第七十三編四號、一九六二年)。なお、ここでいう歷事監生とは、谷氏がとりあげた積分の法などと竝ぶ、出身を決定する一つの制度として確立した歷事監生ではなく、その前期形態とでもいうべきものである。

⑥⑤ 明史卷六十九・選擧志一、
太祖雖間行科擧、而監生與薦擧人才參用者居多、故其時布列中外者、太學生最盛、

⑥⑥ 明史卷三百八・列傳百九十六胡惟庸傳、
太僕寺丞李存義、善長之弟、惟庸壻李佑(存義の子)父也、

⑥⑦ 山根、前掲「元末の反亂と明朝支配の確立」四九頁～五一頁。

⑥⑧ 王世貞の弇山堂別集・卷四・再長中書の項にも、
(李善長)十一年、復與曹國公李文忠同理中書省及府臺事、
とある。

⑥⑨ 吳晗「胡惟庸黨案考」(燕京學報第十五期、一九三四)。山根、前掲論文。萩原、前掲論文。

⑦⓪ 太祖實錄卷百二十九・洪武十三年正月癸卯の條、
罷中書省、陞六部、改大都督府爲五軍都督府、

⑦① 『皇明祖訓』祖訓首章に同記事がみえる。

⑦② 吳緝華「明代四輔官考」(大陸雜誌第十九卷第五期、一九五九年。前掲書『明代制度史論叢』に復載。)

⑦③ 山本隆義「明代の內閣」(『中國政治制度の研究』所收、東洋史研究會、一九六八年)。

The Transformation of the *Chung-shu-sheng* 中書省 in the Early Ming 明

Atsuhide Sakakura

Ming T'ai-tsu 明太祖, Chu Yüan-chang 朱元璋, became the King of Wu 吳王 in 1364 (Chih-cheng 至正 24); and established a system following the Yüan 元 which made the *chung-shu-sheng* the pivotal organ of state. Later, in 1376 (Hung-wu 洪武 9), he abolished the positions of *chung-shu-sheng-hei-chang-cheng-chih* 中書省平章政事 and *ts'an-chih-cheng-chih* 參知政事; in 1380 (Hung-wu 13) he abolished the *chung-shu-sheng* itself. However, the *chung-shu-sheng* had in fact completed its internal transformation from the perspective both of its responsibilities and personnel structure already in 1371 (Hung-wu 4); the reform of 1376 confirmed it. I believe the reason that it took five years from the *de facto* transformation until the formal changeover was due to the need to wait for the maturation to a situation in which the formal change could be effected—stability both domestically and in foreign affairs as well as a satisfactory increase in the number of officials competent in government business. By the 1376 reform the chief 左 and subordinate 右 *ch'eng-hsiang* 丞相 of the *chung-shu-sheng* were clearly moving toward autocratic power, and the overall bureaucratic reform of 1380 centering on the abolition of the *chung-shu-sheng* was implemented so that chief *ch'eng-hsiang* Hu Wei-yung 胡惟庸 could take a large measure of power. In this way I believe the Hung-wu emperor moved to accomplish his own distinctive administrative system.